

住宅の入居者を募集します

興部町では、次の住宅について入居者を募集します。入居を希望される方は、期日までに建設課建築維持係へ申し込み願います。（申込書は建築維持係にあります。）

申込期日は、10月17日（木）午後5時15分までです。期日厳守です。

なお、申し込みをしてすぐに入居決定とはなりません。募集期間を経て審査を行うから入居の可否が決まりますので、誤解のないようにして下さい。

また、公営住宅の入居者募集は、法律で公募することになっています。したがって、前もって入居の予約等はできませんので、ご承知願います。

A. 公営住宅

団地名	募集戸数	建設年度	構造	面積等	法定家賃
興栄団地	1戸	S53	セラミックブロック造 平屋建	(3DK) 59.73㎡	10,500円～15,400円
泉町団地 2号棟	1戸 (2階)	H5	鉄筋コンクリート造 3階建	(3LDK) 78.41㎡	22,300円～43,800円
緑ヶ丘団地	1戸	S61	セラミックブロック造 平屋建	(3LDK) 68.35㎡	15,100円～29,700円
栄町団地 E棟	1戸 (1階)	H12	鉄筋コンクリート造 2階建	(2DK) 61.09㎡	18,800円～37,000円

※家賃は所得に応じて異なります。

★家賃のほかに共益費(石油給湯器使用料)として2,000円が別途加算されます。

◆入居申込みにおきまして、入居者及び同居者の合算所得が、政令で定められている月額158,000円以下であることが条件です。

※但し、次に該当する方は入居者及び同居者の合算所得が、政令で定められている月額214,000円以下の場合、入居申込みが可能です。

- ①. 小学校就学前の子供がいる世帯。
- ②. 入居者が60歳以上の者で、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の世帯。
- ③. 身体障害者手帳に記載された障害の程度が1～4級の者がいる世帯。
- ④. 精神障害者1～3級の者がいる世帯。
- ⑤. 上記精神障害の程度に相当する知的障害者がいる世帯。

※公営住宅に関する月額所得の算定方法例

・世帯構成：夫、妻、子供2名（中学生・小学生）

・年間所得：夫→2,000,000円、妻→500,000円

（源泉徴収票の給与所得控除後の金額です）

・世帯の年間所得：2,000,000円+500,000円 = 2,500,000円

控除額(妻及び子供2名)：380,000円×3名 = 1,140,000円

↓

控除後の世帯の年間所得：2,500,000円-1,140,000円=1,360,000円

↓

控除後の世帯の月額所得：1,360,000円÷12ヶ月 = 113,333円

※上記計算により、この世帯の月額所得は113,333円となり、政令で定められている

月額158,000円より低いいため入居申込対象となります。

（参考）世帯人数別の年間所得額一覧

※下表に記載します年間所得額以下の場合、入居申込が可能です。

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
年間所得	1,896,000円	2,276,000円	2,656,000円	3,036,000円	3,416,000円

※上記所得額を超える場合でも、控除要件等により入居が可能な場合がありますので詳細につきましては、お問い合わせください。

◎なお、今回募集している公営住宅以外で、面積が概ね50㎡以下の公営住宅（若年単身者申込可）については10月1日現在、空きはありません。

※裏面に各住宅の入居条件及び留意事項を記載しております。

